

国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるように、みんなで国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保は、世帯単位で加入し、一人ひとりが被保険者になります。各届出は、世帯主がまとめて行います。

## 【国保の加入者】

八代市内に住んでいる75歳未満(65歳以上で後期高齢者医療制度の加入者を除く)の人で、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族並びに生活保護を受けている人などを除き、八代市の国保に加入することになります。

なお、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入します。



詳しくは

・自営業者  
・退職して職場の健康保険などをやめた人

農業・漁業従事者

パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない人

・3カ月を超える在留資格が決定された人  
・住民票をお持ちの外国人

## こんなときは14日以内に国保の窓口へ届出が必要です

### 届出に共通に必要なもの

マイナンバーがわかるもの、届出人の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)

|       | 届出が必要なとき                         | 上記に加えて必要なもの                               |
|-------|----------------------------------|---|
| 国保に加入 | 八代市に転入してきたとき                     | 転出証明書                                     |
|       | 勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき | 健康保険を脱退した日が分かるもの(勤務先などの健康保険資格喪失証明書)       |
|       | 健康保険などの任意継続期間が終了したとき             | 任意継続の資格喪失証明書                              |
|       | 生活保護を受けなくなったとき                   | 生活保護廃止決定通知書                               |
| 国保を脱退 | 他の市町村へ転出するとき                     | —   |
|       | 勤務先の健康保険などに加入したとき、または被扶養者となったとき  | 健康保険に加入した日が分かるもの(勤務先などの資格確認書または資格情報のお知らせ) |
|       | 生活保護を受けるとき                       | 生活保護開始決定通知書                               |
| その他   | 住所、世帯主、氏名が変わったとき                 | —   |
|       | 世帯が分かれたり、一緒になったとき                | —   |
|       | 修学等のため他市町村へ転出するとき                | 在学・入所を証明する書類                              |

ご注意ください 国保加入の届出が遅れても、加入資格が発生した時点までさかのぼって国保税が課税されます。

保険税係(7-④番窓口) ☎33-4113

## こんなときは国保の窓口へ

### 【妊娠したとき…産前産後の国民健康保険税の軽減制度】

国保加入者で出産する人は出産前後の一定期間の国保税が軽減されます。出産予定日の6カ月前から申請できます。

《申請に必要なもの》 出産予定日または出産日がわかる書類、単胎・多胎がわかる書類(母子健康手帳など)



詳しくは

### 【子どもが生まれたとき…出産育児一時金】

国保加入者が出産した場合に支給されます(妊娠85日以上であれば死産・流産等でも支給されます)。出産日の翌日から2年以内に申請が必要です。他の健康保険から支給される場合は国保からは支給できません。

《申請に必要なもの》 本人確認書類、世帯主名義の通帳(世帯主以外の口座への振込みを希望する場合「委任状・世帯主の印鑑」が必要)、出産費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる書類



詳しくは

### 【死亡したとき…葬祭費】

国保に3カ月以上加入している人が死亡した場合、葬祭(葬儀)を行った喪主に2万円が支給されます。

葬祭(葬儀)の日から2年以内に申請が必要です。

《申請に必要なもの》 喪主名義の通帳(喪主以外の口座への振込みを希望する場合「委任状・喪主の印鑑」が必要)、葬祭を行ったことが確認できる書類(埋火葬許可証・領収書・請求書など)



詳しくは

### 【医療機関等で全額自己負担したとき…療養費】

下表のような場合、かかった医療費全額(10割分)を支払い、後日申請することで、自己負担額(2割または3割分)を除いた額が払い戻されます。医療費を支払った翌日から2年以内に申請が必要です。

《申請に必要なもの》 本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、世帯主名義の通帳(世帯主以外の口座への振込みを希望する場合は「委任状・世帯主の印鑑」が必要)

| 医療の内容   | 上記に加えて必要なもの                              |
|---|--|
| 治療用装具(コルセットなど)を医師の指示により購入したとき ※1                  | 領収書、医師の装具装着証明書                           |
| 事故や急病など、やむをえない理由でマイナ保険証または資格確認書を持たずに医療機関で治療を受けたとき | 領収書、診療報酬明細書                              |
| 海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき ※2                           | 診療内容明細書と領収明細書(翻訳文も必要)、領収書、パスポート、調査に係る同意書 |

※1 治療用装具(コルセットなど)について

- ・小児弱視等治療用の眼鏡・コンタクトレンズ代や、四肢のリンパ浮腫治療用の弾性着衣等の費用も、療養費支給の対象です。
- ・靴型装具の場合は、装具装着時の写真も必要です。

※2 海外療養費について

- ・日本国内に住所のある人が海外に旅行等で短期間滞在中、やむをえず病院を受診した場合に支給される制度です。
- ・長期間日本国外に居住している場合や治療目的の海外渡航の場合は支給対象になりません。
- ・日本国内で保険診療として認められている医療内容のみが支給対象になり、日本国内での保険診療を基準に算定した額(実際の支払額の方が低いときはその額)から自己負担割合分を除いた額を支給します。
- ・診療内容明細書と領収明細書(八代市ホームページからダウンロードできます)を現地の医療機関に記入してもらってください。



詳しくは

医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

# はり・きゅう等の施術所を利用される人へ

4月1日から、令和8年度のはり・きゅう等施設利用券を交付します

## はり・きゅう等 施術の助成

八代市の国保加入者および後期高齢者等を対象に、はり・きゅう・あんま・マッサージに利用できる施設利用券を交付します。市が指定する施術所に本券を持参すると、1回につき1,000円引きで施術を受けることができます。(年度内で15回まで)



## 利用券交付の条件

### ◎国保(74歳以下)の人

- ①国保税の滞納がないこと  
(直近に納付書でお支払いをされた人は、領収書を窓口にご提示ください。)
- ②申請時、国民健康保険に3カ月以上加入していること  
(国保資格取得日から15日以上経過して国保加入届を出された人は届出日から3カ月以上)

#### 《申請に必要なもの》

本人確認書類、前年度のはり・きゅう等施設利用券(お持ちの方)

### ●後期高齢者(75歳以上)の人

- ①八代市に住所を有すること
- ②後期高齢者医療保険料および市税  
(住民税、国保税、固定資産税等)の滞納がないこと  
(直近に納付書で支払われた人は、領収書を窓口にご提示してください。)
- ③65歳以上で後期高齢者医療制度加入者も含まれます。

医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113  
後期高齢者医療係(7-②番窓口) ☎33-4490

# 交通事故等で治療を受ける場合

## 《第三者行為による医療機関受診の際はご注意ください

交通事故、喧嘩、他人の飼い犬に噛まれた、外食で食中毒になったなど、第三者の行為によるケガや病気で国民健康保険を使い治療を受ける場合は、必ず国保の窓口へ届出が必要です。

加害者(第三者)は原則、過失割合に応じて被害者の治療費を負担しますが、治療費の保険給付分(医療機関窓口で支払う自己負担以外の分)は、八代市が一旦立替えたあとで加害者に請求することになります。

また、届出前に加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませると国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談前に必ず国保の窓口へ相談してください。



詳しくは

なお、交通事故の場合は、損保会社(任意保険)が必要書類を被保険者(被害者)に代わって作成する支援制度があります。まずはご加入の損保会社にお問い合わせください。

医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

# 正しく施術を受けましょう！ 整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が使える場合と使えない場合があります。

## 健康保険等が使えるもの (ケガや原因のある痛み)

- 医師や柔道整復師が、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉ばなれを含む)と診断または判断し、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です)
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき
  - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき
  - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき



## 健康保険等が使えないもの (病気や原因不明の痛み)

- ◆疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ◆病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されているとき
- ◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷



## 負傷原因は正確に伝えましょう

健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は加入している医療保険に連絡してください。

## 施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう

## 療養費支給申請書の内容をよく確認し、記入しましょう

受領委任の場合は柔道整復師が患者さんに代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、傷病名、日数、金額等をよく確認し、療養費支給申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

## 領収証を受け取りましょう

施術所には、領収証の発行が義務付けられています。必ず受け取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、保険者から定期的に届く医療費通知に誤りがないか確認してください。(一部負担金は10円未満を四捨五入して徴収しますので、誤差が生じる場合があります)

医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113